［注］
経常建設共同企業体にあっては、その構成員全てが、事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあっては、当該事業協同組合及び審査対象者（「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について」（昭和50年11月10日付け建設省厚発第473号の別紙）第２第２項又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」（昭和50年12月４日付け建設省営管第459号）第２第２項に規定する審査対象者をいう。）全てが、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けていること。

⑵　平成27・28年度の競争参加資格の認定を受けている者のうち、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望するものであって建設業法第３条の規定による許可を受けていない者。

２　再認定の受付時期及び場所

平成27年４月１日から平成27年９月30日までの間に、下記に掲げる提出場所において申請を受け付ける。

〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２―１―１　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係　（電話098―866―0031（内線2541））

３　再認定の申請の方法

⑴　申請書等の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」等の各種様式は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

http://www.ogb.go.jp/soumu/008749.html

⑵　申請書等の提出方法　申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）は、持参又は郵送により次に掲げる申請書及び添付書類を提出するものとする。

①　１⑴に該当する者

イ）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式①―１及び①―２）

ロ）申請者が、ホ）に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事種別に分割して申請するとき又はホ）に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高を一の希望工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表（様式②）

ハ）業態調書（その２）（様式③―２）

ニ）共同企業体等調書（様式⑥）（経常建設共同企業体及び特例計算を希望する事業協同組合が申請をする場合）

ホ）総合評定値通知書の写し（改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のものでかつ、経営事項審査の告示第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

ただし、再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、旧基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、イ）（様式①―１）、ハ）及びホ）を提出するものとする。

②　１⑵に該当する者

イ）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式①―１及び①―２）

ロ）業態調書（その２）（様式③―２）

ハ）規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類

ニ）規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類

ホ）規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類

ヘ）規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類

ただし、再認定の申請に係る規則第19条の４第１項第１号、第２号又は第３号に掲げる書類の事業年度が当初の認定に係る同書類の事業年度と同一である場合においては、イ）（様式①―１）及びニ）のうち経営規模等評価申請書の別紙二及び別紙三に準ずる書類を提出するものとする。

４　競争参加資格の再認定

次に掲げる客観的事項（共通事項）の項目（１⑵に該当する者については、これに準ずる項目）について審査を行い、主観的事項（特別事項）の項目と併せ総合点数を付与し、希望工事種別（競争参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付し、等級の区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して再認定する。

客観的事項（共通事項）

①　競争参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は３年の各事業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高

②　経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日において建設業に従事する職員で告示第一の三の１㈠から㈤までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる希望工事種別の数は２までとする。）

③　経営事項審査の告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高

④　経営事項審査の告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目

５　再認定の結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格決定通知書」により通知する。

６　再認定を受けた競争参加資格の有効期間

再認定の日から平成29年３月31日までとする。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成27年２月27日

警察庁長官官房会計課理事官　谷　　滋行

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　13

○第901号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15、28

⑵　導入計画物品及び数量

①　リアルタイム映像伝送システム　数量未定

②　画像補正装置　数量未定

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　平成27年度以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件　詳細は導入説明書による。

２　資料及びコメントの提供方法

⑴　資料等の提供期限　平成27年３月30日17時45分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8974 東京都千代田区霞が関２―１―２　警察庁情報通信局通信運用室　豊田　一徳　電話03―3581―0141

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　平成27年２月27日から平成27年３月30日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 15, 28

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased :

①　Real-time video transmission system, Quantity is undecided

②　Image Correction Device, Quantity is undecided

⑶　Type of the procurement : purchase

⑷　Basic requirements of the procurement : as enclosure

⑸　Time-limit for the submission of the requested material : 17 : 45　30 March, 2015

⑹　Contact point for the notice : Kazunori Toyoda, Communications Operations Office, Info-Communications Bureau, National Police Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8974 Japan. TEL 03―3581―0141